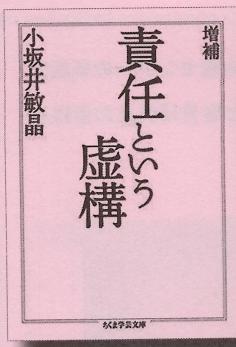




学生に読ませたい本

上田 正基



小坂井敏晶

『増補 責任という虚構』(ちくま学芸文庫・2020年)

さて、ここで1つ難しい質問を皆さんにしよう。刑法で因果関係を考えるとき、なぜ常に人の行為が因果関係の始点となるのか? 「刑法は、ある人にその行為の責任を負わせるためのものだから」と答える人もいるだろう。そう考えた人には次の質問である。なぜ人は自らの行為に責任を負わなければならないのか? そこで出てくるのは、「自らの意思に基づく行為であるから、その人はその行為の責任を負るべきである」という論理である。しかし、これは最初の質問の答えになっていない。なぜなら、因果関係は行為者を超えて無限に後退するにもかかわらず、意思という概念にはその因果関係を切断する機能があると述べているだけだからである。つまり、人間の意思や行動は、常に他者や社会環境等の外界の要因から影響を受けているにもかかわらず、自分の行為の原因は自分の意思にあるとしてその責任を負わされる理由を説明していない。外界の要因から独立した自由意思という概念を想起した人もいるかもしれないが、自由意思は脳神経科学や心理学においては疑問視され続けている。では、どのように考えるのか? それは本書を読んで皆さんに考えてもらいたいのだが、読んだ後には、刑法理論がどれだけ「虚構」の上に成り立っているのかと驚くかもしれない。



キャス・R・サンステイン（山形浩生訳）

『スター・ウォーズによると世界は』(早川書房・2017年)

まず、著者について。Cass R. Sunsteinは、著者紹介や訳者あとがきにも書かれている通り、アメリカの法学者でハーバード大学ロースクールの教授である。憲法学や行政法等を専門分野とし、最近では、行動経済学的視点を交えた公共政策や規制手法の研究でも知られている（ナッジ（nudge）という言葉を聞いたことがある人もいるかもしれない）。また、オバマ政権下ではホワイトハウスで情報規制問題局（OIRA）の長を務めた。検索してもらえばわかるように、邦訳されたものだけでも多数の著書がある。

そのような著者が書いたと聞けば、本書も、スター・ウォーズを道具にして、学問的に難しい概念を説明したり、自らの学問的主張を展開したりするものだと思うだろう。実際、私も書店で手にとったときはそう思った。が、全然違った。確かに、サンステインの研究を少しでも知っていれば、その学問的知見が様々な部分で活用されているのはわかる。しかし、本書を読んで一番理解できるのは、サンステインはスター・ウォーズが大好きだということである。

とはいって、キャス・R・サンステインの名前を知っておいて損はないし、少しでも著者に興味が湧いたらば、他のより専門的な著書も手にとってみてほしい。スター・ウォーズを履修（又は復習）しようという人のほうが多いかもしれないが…

（法学部准教授）



編集後記 コロナ禍で出張や対面での会合が難しいうえ、地方自治センターと国際人権センターの移転先が定まらない、法学研究所には厳しい1年でしたが、2020年度も新しい専任の先生方と客員研究員の皆様をお迎えし、新たなプロジェクト型共同研究も4つ開始しました。

『疾病保険における責任開始期前発病における研究会』（代表 清水耕一先生 2020年～2022年）、『ボーナス・ピュリズムに対する憲法学から見た評価』（代表 池端忠司先生 2020年～2021年）、『障害法分野における法理論の構築』（代表 江口隆裕先生 2020年～2022年）、『持続可能な地域づくりのために——コモンズの観点から』（代表 東郷佳朗先生 2020年～2023年）（提出順）です。

2020年度の叢書は、安達和志先生の『教育と教育行政の法理論』（エイデル研究所、2021）です。



法学研究所（2021年度4月より）

所長	大庭 三枝	教授
常任委員	柴田 直子	教授
	大川 千寿	教授
	東郷 佳朗	准教授

地方自治センター

センター長	安達 和志	教授
運営委員	出口 裕明	教授
	三浦 大介	教授
	嘉藤 亮	教授
	諸坂 佐利	准教授

国際人権センター

センター長	近江 美保	教授
運営委員	井上 匠子	教授
	岩田 太	教授
	大庭 三枝	教授
	柴田 直子	教授
	石井 梨紗子	准教授

神奈川大学法学研究所 ニュースレター 2021.3 / No.26

発行者：神奈川大学法学研究所 大庭 三枝
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL 045-481-5661（代表） FAX 045-413-0815

印刷所 (株)江森印刷所
〒221-0014 横浜市神奈川区入江1-34-25 TEL 045-421-2297